

一般処方名について

医薬品の供給が不安定な状況や令和6年10月から長期収載品に係る選定療養等を踏まえ、当院では、厚生労働省の方針のもと、適切に医薬品を提供できるよう、薬剤の一般名称を記載する処方箋（一般名処方）を交付しています。

「一般処方とは」

処方箋に記載する医薬品の名称について、銘柄でなく一般名を記載し処方することをいいます。一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性が増し、安定的な医薬品の供給が可能となります。

「長期収載品に係る選定療養とは」

令和6年10月から、長期収載品（後発医薬品が存在する一部の先発医薬品）を希望した場合、後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1が保険給付の対象外となり、選定療養費として自己負担金が発生致します。

＜選定療養の対象とならない場合＞

医療上の必要性があると認められた場合
後発医薬品を提供する事が困難な場合

ご理解とご協力をお願い致します。